

韓国の破産制度及び保証制度 に関する報告書

2014年8月

日本弁護士連合会

消費者問題対策委員会

<目次>

第1	団員名簿	1
第2	調査先一覧	2
第3	視察の目的	3
1	破産制度について	3
2	保証制度について	3
第4	破産制度についての視察報告	4
1	韓国の運用報告	4
(1)	運用変更の状況	4
①	全件管財主義への移行	4
②	免責率の低下	4
③	個人回生手続きの利用率増加	4
(2)	破産管財人選任などの具体的運用	5
(3)	運用が変更された背景事情	5
①	全件管財主義について	5
②	免責率の低下について	5
③	個人回生手続きの利用率増加について	6
④	その他	6
2	日本への示唆	6
第5	保証制度についての視察報告	8
1	保証人保護のための特別法等の内容	8
(1)	特別法制定の背景	8
(2)	保証債務の最高額の特定	8
(3)	保証期間	8
(4)	債権者の通知義務等	8
(5)	信用情報の提供	9
(6)	第三者保証の禁止	9
2	運用上の問題点	9
3	日本への示唆	10
調査録		
1	ソウル地方弁護士会	11
2	ソウル地方中央法院	17

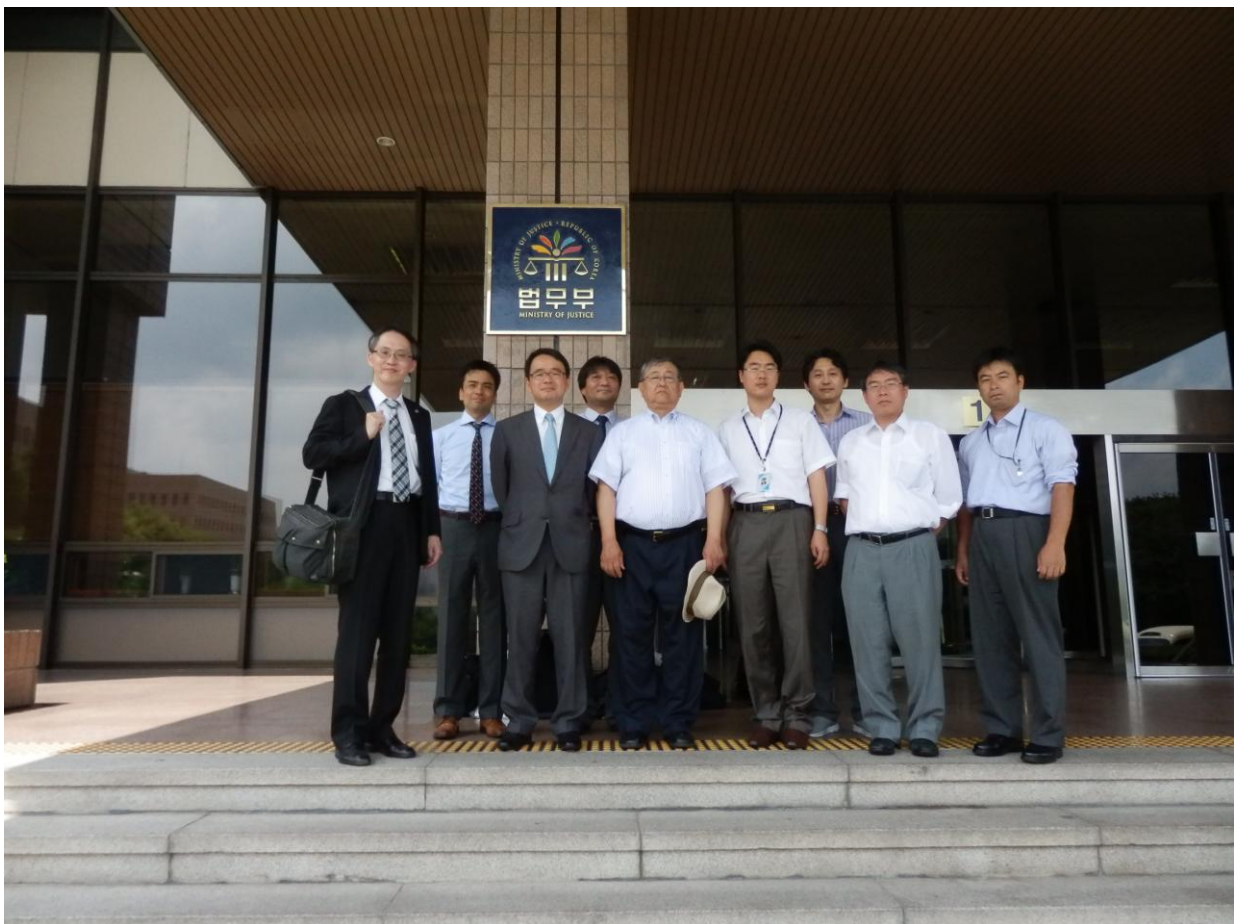
3	法務部・破産	20
4	法務部・保証	23
5	申立代理人	25
6	破産管財人事務所	31
7	国民銀行社内弁護士	35

別冊：資料

- 1 保証をめぐる諸外国の実情（「保証被害救済の実践と裁判例」より抜粋）
- 2 韓国金融委員会報道資料（創業・中小企業の金融環境革新のための連帯保証及び再起支援制度改善）
- 3 連帯保証及び再起支援制度改善方策（金融委員会保証ガイドライン）
- 4 保証制度改善方向関連世論調査結果要約

第1 団員名簿

団 長 伊 澤 正 之 (栃木県弁護士会)
黒 木 和 彰 (福岡県弁護士会)
和 田 聖 仁 (東京弁護士会)
拝 師 徳 彦 (千葉県弁護士会)
辰 巳 祐 規 (兵庫県弁護士会)
千 綿 俊一郎 (福岡県弁護士会)
吉 野 建三郎 (佐賀県弁護士会)
通 訳 張 スルギ



韓国法務部にて

第2 調査先一覧

1 ソウル弁護士会

訪問日 2013年8月20日午前10時～12時

挨拶 会長 Rha・Seung Chul ナ・スンチョル

対応者 弁護士 Choi・Sung Jai チェ・スンジェ (KIM&CHANG 法律事務所)

弁護士 Chung・Yeon Sang ジョン・ヨンサン (法務法人 JEONGYUL)

弁護士 Kim・Kwan ki キム・カンギ (KIM&PARK 法律事務所)

2 ソウル中央地方法院

訪問日 2013年8月20日午後1時～5時

挨拶 破産首席部長判事 Lee・Jong Seok イ・ジョンソク

部長判事 Lee・Jae Hee イ・ジェヒ

部長判事 Ku・Hoi Geun ク・ヒグン

対応者 判事 Kim・Hee Joong キム・ヒジュン

判事 Cho・Kwang Kuk ジョ・クァンクク

外5名 (氏名不明)

3 韓国法務部

訪問日 2013年8月21日午前9時30分～12時

挨拶 部長検事 Chung・Seung Myoun ジョン・スンミョン

対応者 検事 Kang・Sang Mook カン・サンムク

検事 Kim・Hyang Yeon キム・ヒャンヨン

4 申立人事務所

訪問日 2013年8月21日午後2時30分～4時30分

対応者 弁護士 Jo・Dong Hyun ジョ・ドンヒョン (総合法律事務所 JUNGYOON)

弁護士 Im・Sung Hwan イム・ソンファン (幸福の法律事務所)

5 管財人事務所

訪問日 2013年8月21日午後5時～7時

対応者 弁護士 Lee・Jung Sun イ・ジョンソン (法律事務所 GUNWOO)

6 国民銀行

訪問日 2013年8月22日午後0時～1時30分

対応者 弁護士 Kim・Chae Yun キム・チェユン (国民銀行法務課)

第3 視察の目的

1 破産制度について

今回の調査の目的の第1は、韓国における消費者破産についての最近の動向を探ることであった。先進諸国の中で、消費者破産制度において管財人を選任しない、いわゆる同時廃止制度を採用していたのは、韓国と日本だけであった。

ところが、2011年から韓国においては、同時廃止制度の運用を止め、全件管財事件としているとの報告があった。このような運用に至った背景事情について明らかにすべく視察を計画したものである。

第2に、韓国においては、清算型の破産制度と更正型の個人回生という制度があるところ、最近は両者の件数が拮抗しているとの報告があった。この点、日本においては、同様に清算型の破産制度と、更正型の個人再生手続とがあるが、破産と個人再生の申立件数はおおよそ10対1である。韓国においても、従前は、日本と同様に破産制度の利用が圧倒的に多かったものであるが、その利用状況が変化しているのである。そのため、韓国における消費者破産制度の利用状況が変化した理由や背景事情についても明らかにしたいと考えたものである。

2 保証制度について

韓国では、2008年に「保証人保護のための特別法」が制定され施行されている。

同法は、韓国での保証人になることを頼まれると断りにくい風土の中で、主債務者が倒産して保証人に深刻な被害が及ぶことが頻繁にあることから、これを防止するために制定されたものである。

その内容としては、債権者に主債務者の延滞情報を保証人に通知する義務を課したり、金融機関が債権者のときに主債務者の信用情報を提示する義務を課すなど注目すべき規定がおかれている。また、保証契約に期間を定めなかった場合はその期間を3年とする（更新は可能）規定もわが国にはないものである。さらに、貸金業者やヤミ金融を問わず、暴力的な取立行為や不公正な取立行為を禁止し、処罰する規定もおかれている。

さらに、報道では、2012年2月、政府の主導により、銀行と信用保証基金、技術保証基金における連帯保証につき、個人事業者および法人に対してする連帯保証を原則的に廃止することを決め、同年5月より実施し、さらに、2013年4月、韓国金融委員会は、第2金融圏と呼ばれる貯蓄銀行、相互金融、与信専門金融会社（カード・キャピタル・割賦・リース）、保険（生命保険・損害保険・保証保険）等の連帯保証も、同年7月から、原則廃止することを決めたとのことである。

わが国と法制度も共通した韓国において、わが国と同様の保証被害を防止するための立法として参考にするべきところは大きいことから、今般、その制定に至る背景や立法趣旨、施行後の問題点や立法に対する評価を確認すべく、視察を実施したものである。

第4 破産制度についての視察報告

1 韓国の運用報告

(1) 運用変更の状況

① 全件管財主義への移行

2011年9月からソウル地方法院において、原則として、すべての事件について破産管財人を選任する運用を開始している。

② 免責率の低下

個人破産における免責率が2006年には97.9%であったのが2011年には88.7%まで低下している。

年度	処理内容					免責 (%)	棄却 (%)
	合計	免責	棄却	取下	その他		
2006	68,159	66,732	40	1,123	264	97.9	0.06
2007	124,151	119,478	1,720	2,159	794	96.2	1.39
2008	142,669	133,982	4,840	2,815	1,032	93.9	3.39
2009	108,023	100,829	3,550	2,671	973	93.9	3.29
2010	90,269	81,107	4,840	3,336	1,022	89.9	5.32
2011	83,745	74,255	5,684	2,886	920	88.7	6.8

③ 個人回生手続きの利用率増加

さらに、韓国においては日本の個人再生手続に類した個人回生手続があるところ、2011年には65,171件で、同年の個人破産事件が69,755件なので、ほぼ拮抗するまでになってきている。

<個人破産事件の申立>

年度	申立件数	増加率 (%)
2006	124,239	218.9
2007	155,190	24.9
2008	118,642	-23.6
2009	110,955	-6.5
2010	84,775	-23.6
2011	69,755	-17.72

<個人再生事件の申立>

年度	申立件数	増加率 (%)
2006	56,123	15.5
2007	51,497	-8.2
2008	47,873	-7.0
2009	54,607	14.1
2010	46,972	-14.0
2011	65,171	38.7

(2) 破産管財人選任等の具体的運用

破産申立予納金の点については、従前、同時廃止が多かったときは、100万ウォンから500万ウォン（日本円約10万円から50万円）であったが、それが30万ウォン（同3万円）と10分の1以下に引き下げられた。

他方、破産管財人の候補者は80名にしばられたということであった。これは、予納金の低下に伴い破産管財人の候補者を大幅に絞ったということであった。

また、破産管財人の業務は、アメリカの全件管財主義ほど簡略化されておらず、基本的に従前のものを踏襲したため、かなり大変で、業務遅延の傾向もあるとの報告があった。

他方、日本とは異なる傾向として、裁判所が破産者を数十名単位で、一斉に呼び出し、同じ破産管財人を選任して、1つの部屋に会して手続きの説明をする「一斉呼出し方式」が取られていたり、破産管財人への提出書類の定形化も図られていた。

(3) 運用が変更された背景事情

① 全件管財人主義について

韓国では、2007年頃から破産申立に対する債権者の苦情や異議申立てが強く寄せられるようになり、裁判所が調査により、破産申立に際して、資産調査や債権者一覧の記載に脱漏も多く発見されるようになったとの報告があった。

さらに、韓国の破産申立は弁護士よりも、法務士（日本の司法書士に相当）が多く、名義貸しをする弁護士、法務士も、多数、存在することも問題であるとの指摘があった。

裁判所がこれに対し、補正命令、審尋等で対応してきたが、裁判所の対応能力に限界もあり、また、裁判所の命令に対応しない弁護士、法務士も多く、結局、2011年9月から全件管財主義に移行するようになったとのことであった。

② 免責率の低下について

裁判所では、「以前は裁判官が免責について調査しており時間がかかっていたが、管財人に調査させることに移行して免責について効率よく調査できるようになっ

た」という評価も聞かれた。

他方、申立てを多く扱う弁護士からは「厳格審査主義によりつまらない事項にまで資料の提出を要求する傾向にある」とか「破産申立の経験がなく、破産者の事情を理解できない破産管財人が高圧的な姿勢を見せることもある」とか「マニュアルを作って共有して、免責を与えない口実を探し出す傾向がある」との指摘も聞かれる(2013年10月19日に全国クレジット・サラ金問題対策協議会国際交流部会が主催して開催された第4回東アジア金融被害者交流集会の資料から)。

③ 個人回生手続の利用率増加について

韓国では、破産申立は、公務員等の資格制限に該当し、また、公務員だけでなく、ほとんど民間会社でも就業規則上は退職事由になっていることもあり、現在では、在職中の人の多くは個人回生手続を採用し、個人破産手続を選択する人は、無職の人が多いという報告があった。

そのため、米国倒産法における個人再生前置主義を採用しているわけではないが、事実上、それに近い運用が取られていた。

また、免責率の低下も、個人回生を選択する一因となっていることも推測された。

④ その他

また、韓国では、弁護士らが受任通知を送付しても、債権者の取立が止まらず、そのために、破産申立から破産開始決定までが債権者の取立が一番激しい時期だということや、この時期の債権回収行為に破産管財人が否認権を行使することもないとの報告があった。

2 日本への示唆

日本の現状では、管財人選任率が東京で6割弱、全国平均で4割弱であり、直ちに、全件管財主義に移行することはないと思われる。

しかしながら、日本でも、大量処理事務所とか、出稼ぎ事務所等の問題点も出てきており、韓国の全件管財主義への移行は他山の石とすべきものと考えられる。

この点、韓国視察を通じて分かることは、「全件管財が是か非か」だけでは論じられない運用上の工夫等があるということである。

韓国は、破産予納金の高額化を防ぐため、破産管財人の一括選任、破産者の一斉呼出し方式、提出書類のマニュアル化等の工夫も見られた。

しかしながら、その結果、免責率の低下や破産管財人の選任の困難さ、破産管財人の破産者への無理解という問題点も指摘されている。

少なくとも、全件管財主義へ移行した場合、「費用を納められない債務者の行先を

どう考えるのか」ということは避けて通れない問題である。破産や再生等の法的手続で救済できないとすれば、夜逃げ・自殺を招くのではないかというおそれがある。

この点、韓国の運用も参考にして、引き続き議論を続けるべきである。



管財人事務所にて

第5 保証制度についての視察報告

1 保証人保護のための特別法等の内容

(1) 特別法制定の背景

韓国では、2008年に「保証人保護のための特別法」が制定され施行されている。同法は、韓国の保証人になることを頼まれると断りにくい風土の中で、主債務者が倒産して保証人に深刻な被害が及ぶことが頻繁にあることから、これを防止するために制定されたものである。

法務部において民間業者に委託して保証被害の実情調査を実施した(資料(保証編)4:保証制度改善方向関連世論調査結果要約)。保証人となるべき依頼された人の割合が61%、断れなかった人の割合が98%等の被害状況が明らかになった。民法ではなく特別法にしたのは、民法では時間がかかるからという理由に過ぎない。社会問題化していたので、保証に限定した特別法としたものである。本来は民法で改正するのがベターではあるとの回答があった。

金融機関の反対はなかったのかという質問に対しては、金融機関の主債務の被害が7割以上というデータがあり、また、家族の心中や自殺など社会問題化しており、マスコミ世論等の論調からも反対するような状況ではなかったとの回答があった。

(2) 保証債務の最高額の特定

保証人保護のための特別法第4条では、保証契約を締結する際及び保証期間を更新する際には、保証債務の最高額を書面で特定しなければならない旨規定されている。

(3) 保証期間

保証人保護のための特別法第7条では、保証期間の約定がないときはその期間を3年とみなす旨規定されている。そして、保証期間を更新するときの期間について、法制定時は、約定がないときは3年とみなす旨の規定がおかれていたが、2010年3月24日の改正により、約定がないときは契約締結時の保証期間をその期間とみなす旨に改正されている。

(4) 債権者の通知義務等

保証人保護のための特別法第5条では、債権者において、主債務者が元本、利息その他の債務を3カ月以上履行しない場合または履行期に履行できないことをあらかじめ知ったときは遅滞なく保証人に知らせなければならないことを規定している。

債権者が金融機関であるときは、その期間が1カ月以上履行しない場合に短縮し、通知義務を強化している。また、債権者は、保証人から請求があった場合には、主債務の内容及び履行の可否を保証人に知らせなければならない。

さらに、2010年3月24日の改正により、債権者がこれらの通知義務に違反

した場合、保証人はそのことによって損害を被った限度で保証債務を免れるとの規定が新設されている。わが国においても参考にすべき注目すべき規定である。

(5) 信用情報の提供

保証人保護のための特別法第8条では、金融機関が債権者として保証契約を締結し、または更新する場合には、「信用情報の利用及び保護に関する法律」に基づいて総合信用情報集中機関（信用情報を集中して収集・保管することで体系的・総合的に管理し信用情報会社等相互間に信用情報を交換・活用しようとする者として金融委員会に登録した者のうち金融機関全体からの信用情報を集中・活用する機関）から提供された主債務者の債務関連信用情報を、主債務者の同意を得て、保証人に提供し、その書面に保証人の記名捺印または署名を得なければならない旨規定している。金融機関がこの提示をしなかった場合には、保証人は、金融機関に対し、保証契約締結当時の主債務者の債務関連信用情報を提示することを要求することができ、要求してから7日以内に金融機関が提供に応じない場合には、保証人は、その事実を知った日から保証契約を解約通告することができ、この場合、解約通告が金融機関に届いてから1カ月が経過すれば解約の効力が生ずる。

(6) 第三者保証の禁止

韓国では、中小企業が事業に失敗した場合に多数の連帯保証人が深刻な損害を被っている実態に鑑み、2012年2月、政府の主導により、銀行と信用保証基金、技術保証基金における連帯保証につき、個人事業者及び法人に対してする連帯保証を原則的に廃止することを決め、同年5月より実施した。すなわち、新たに貸し出す場合、個人事業者に対しては、これまで共同代表者、事業所や住宅を所有する事業主の配偶者、企業経営に参与する配偶者・親族等に対し連帯保証が行われてきたが、これらを廃止し、例外的に事実上の経営者（法的代表者以外の事実上の経営者がいる場合）のみ連帯保証を許容することとした。また、法人については、代表理事、事実上の経営者、最大株主、持分30%以上の保有者中、事実上の経営者1人（共同代表者が連帯保証する場合には、総額を人数割りで分担）のみ許容することとした。新規貸出しについては全面的に施行し、既存の貸出分については5年をかけて段階的に施行とのことである。そして、2013年5月、韓国金融委員会は、実施1周年を迎え、その間の推進状況を点検した結果、同年7月より、例外も含め全面的に銀行、信用保証基金、技術保証基金の連帯保証を廃止する旨発表している。

2 運用上の問題点

立法の成果について、保証被害がなくなったとか、逆に、金融に支障が来ているとか、指摘はあるのかと問うたところ、法務部では「結果としては評価している。保証人の保護が拡充されているのであるから、良くなるしかない法律である。金融機関に

とって障害になるという評価は聞いたことがない。主債務者から回収するのが基本であるから、あくまで保証人は補完であるから、金融機関からの反発は無い。主債務者からの回収を軽視して、保証人からの回収に過度に期待するのは金融機関としてあるべき姿ではない。」との回答があった。

3 日本への示唆

立法を必要とする背景事情は、韓国も日本も同じである。

日本において保証人保護のための規定を設けることは喫緊の課題であると言える。

本来は、民法による対応がなされるべきとの意見は、韓国でも多く、特に立法を担当した法務部からの説明でも「本来民法典に規定すべきであるが、時間がなかったのでやむなく特別法とした」という説明があった。

日本でも当然に民法に規定すべき内容と考えられる。



韓国法務部にて

調査録1 ソウル地方弁護士会（担当：和田聖仁）

訪問日 2013年8月20日午前10時～12時

挨拶 会長 Rha・Seung Chul ナ・スンチョル

対応者 弁護士 Choi・Sung Jai チェ・スンジェ

(KIM&CHANG法律事務所)

弁護士 Chung・Yeon Sang ジョン・ヨンサン

(法務法人JEONGYUL)

弁護士 Kim・Kwan Ki キム・カンギ

(KIM&PARK法律事務所)

第1 破産、個人再生制度について

1 全件管財主義を採用した背景と、採用の結果について

(1) 同時廃止制度をやめて、事実上、全件管財主義に移行した理由

2007年頃から、金融業者が債権調査について、いろいろ苦情が寄せられるようになった。裁判所には調査能力がなく、破産管財人が、より多く選任するようになっていった。

そして、2012年1月から、事実上、全件管財主義に移行をしたが、その背景は、上記の①裁判所の職権調査が難しいことに加えて、②破産法の原則は、破産管財人が債権調査をすることになっているので、この破産法の建前を守りたい、基本的に条文どおりにしたいという意向もあった。

(2) 破産者の財産隠匿の問題性

韓国でも、申立件数全体で見ると、財産隠匿はほとんどなく、1%未満。しかし、1件でも2件でも、財産隠匿が出た場合は債権者が、大げさにクレームをつけるので、裁判所としては、システム全体の信用性が疑われる。それを避けるために、破産管財人を選任するということになり、この点が、全件管財主義の理由となっている。

なお、この財産隠匿の背景に、韓国では、破産申立が弁護士ではなく、法務士（日本の司法書士に相当）の申立に関連している可能性はある（なお、韓国における法務士破産申立の割合については、弁護士会では正確な数字が確認できなかった。）。

(3) 債権漏れの問題性

債権漏れに関しては、ほとんど事例がないと思われるが、偏頗弁済のある親族に、債権者名簿から除いてくれと言われることはある。いずれにしても、この点も、全部、裁判所の職権で調査することは無理であり、これも管財人の調査が必要となっ

た理由の一つである。

(4) 債権調査の方法

銀行以外の債権者からの連絡は、債務者を通じてしか分からない。債権者は債務者本人らに取立てを行って、そこではじめて、債権者が分かる。換言すれば、債権者からの取立がないと、債務者は債権の存在の認識がないので、そこで、債権の調査漏れが起きる可能性が高い。

(5) 弁護士等の受任通知の効果（債権者の取立中止効の有無）

受任通知によっては、取立ては中止されない。韓国では、法律的に弁護士等が受任通知を送付しても債権者の取立が止まらないので、受任通知を出しても意味がない。さらに、破産申立てをしても、それだけでも、債権者の取立ては止まらず、破産開始決定になって初めて、債権者の取立てが中止される。このように、韓国では、債権者の取立てを止めるという方法が欠けている。

(6) 債権取立てが中止されないことと破産申立ての際の債権漏れとの関係

関係はあると思われる。韓国では、弁護士の受任通知や破産申立てだけでは、債権者からの取立てが中止されないので、急いで破産申立てをして、さらに早く破産開始決定をもらう必要があり、加えて、債務者が、すべての債権者を記憶しているわけでもなく、債権の漏れが出るのではないかと思われる。

(7) 破産管財人の報酬

破産管財人の報酬は従前、100万～500万ウォン（日本円で約10万円～50万円）と高額であったが、これを大幅に減額して30万ウォン（同約3万円）に減らした。これによって、全件管財主義が実現した。

そして、この背景には、2008年からの司法制度改革における、ロースクール制度の採用、法曹人口の増加（これは、弁護士の増加である）が、関連している部分もある。

(8) 破産管財人の選任システム

管財人の選任システムは、韓国と日本では異なる。

韓国では、裁判所からの依頼で、ソウル弁護士会で、破産管財人の候補の名簿を管理している。2013年1月現在で、破産管財人の候補者80名が名簿に登載されている。この名簿に基づいて、弁護士会で順次配点し、破産管財人を選任してもらっている。

(9) 破産管財人報酬の引き下げに対する弁護士側の反対の有無

破産管財人は80名にしばられていることもあり、1人当たり1か月に30件程度が裁判所から選任されてくるので、1ヶ月1000万ウォン（日本円で約100万円）くらいの収入になるため、収入的に問題はない。他方、そのために事件処理が滞っており、かえって時間がかかっている場合もある。

他方、特定の破産管財人に事件が集中しすぎて、1年も2年も放置されているものもある。その結果、破産管財人事務所は、寝る暇がないくらい忙しいところもあると聞いている。

(10) アメリカの全件管財主義との相違点

韓国では、結果的に、アメリカの制度を導入したことになるが、破産管財人の調査は、従前の裁判所、破産管財人の調査と同様であり、アメリカのように簡略されていないので、その弊害が大きい。アメリカの制度の悪いところだけ導入しているきらいもある。その結果、破産管財人は、調査に時間がかかり、管財業務に遅延の傾向がある。

(11) 破産管財人候補者の増員について

破産管財人の候補者を増やすことは可能だが、候補者を増やすと破産管財人の配点が減って、破産管財人の収入が減り、ひいては、破産管財人の候補者の登録が減る可能性がある。それ故、なかなか、破産管財人の数を増やすということは難しく、また、そのような動きもない。

2 個人回生制度、個人回生委員について

(1) 個人回生委員への裁判所職員の選任の有無

個人回生制度は、1997年の韓国のIMF危機で、韓国が経済的に苦境に陥ったときの、被害救済制度として設計され、2004年に、初めて導入された。

そのため、回生委員の費用については本来、債務者側負担のところ、債務者の負担軽減の見地から、国庫から支出した。このとき、回生委員を選任すると、費用が多額になるので、費用負担がない裁判所職員という意味もあった。法的には、回生委員の資格について制限はない。ただ、回生委員については、裁判官ではなく事務官が担当のため、法的な専門的知識がないということで、回生委員の判断基準が債務者に過酷ということで国民からクレームがよせられたこともあった。

回生委員の業務についても、ソウル弁護士会で名簿登録をしていて、現在、20名が登録している。

(2) 個人回生手続における韓国と日本との相違点

住宅資金特別条項の制度ない点が、最大の違いである。その意味で、個人回生手続の一番重要な住宅資金特別条項がなく、あまり意味のない制度だと思う。これは、金融機関らの猛烈な反発による結果であった。

(3) 個人回生手続の履行状況

個人再生手続を利用した10人中、2人程度が最後まで支払い、残りの7～8人は回生手続の支払計画どおりできなくて破産となっている。住宅資金特別条項がないので、個人回生事件がうまくいかない。

第2 保証について

1 保証人保護のための特別法の内容及び施行状況(限度額の特定)

保証人保護に関する特別法では第3条において、保証の最高額を書面で明示することを要求している。

しかしながら、最高額を書面で特定するように要求するだけで、限度額を制限する規定ではないため、上記特別法によっても法的に制限するには限界がある。

この点、根保証の場合、特別法第6条により保証契約の当事者がこれを違反する場合、該当保証契約は無効となる。

しかし根保証ではなく一般保証の場合には、同条違反による制裁規定がなく、これを違反した場合、その実効性を貫徹させる方法はない。

現時点では、特別法が適用されて保証契約の効力が否定された判例は不見当である。

2 債務不履行の場合の通知義務

債権者は主債務者が3か月以上(債権者が金融機関の場合は1か月以上)債務不履行の場合、保証人へ通知しなければならないと規定されている(特別法第5条第1項前半)。

そして、特別法第5条第4項には、債権者が通知義務を違反した場合、それによって損害を被った限度内で債務を免ずると規定している。これは判例によって間接的に認定されていた債権者の通知義務を明文化したもので、保証人に最も重要な主債務の履行可否を債権者によって保証人へ知らせることで保証人に適切な対処の機会を与えるためのものである。

また、特別法の規定と直接関連する判例ではないが、後取担保取得条件付き、施設資金貸出債務に対する連帯保証契約の債権者である金融機関が担保取得完了後、正当な理由なしで担保取得価格及び未達金額の算定を遅滞し、保証債務の存続可否及びその範囲に関して保証人へ通知をしていないことで、それによる保証人の求償権行使に

障害が発生したり、保証責任が拡大されるなど、保証人が損害を被った場合、金融機関が保証人へ保証債務全部の履行を請求することは信義則に反することとして容認できないので保証人の責任を合理的な範囲内で制限することができるという判例がある（出処：大法院2008年5月8日宣告2006ダ57193判決，総合判例情報）。

3 特別法施行後の保証被害の状況

保証人保護に関する法律は2008年3月21日法律第8918号で制定され、2008年9月22日から施行されているところ、保証被害が減少されたと判断可能な統計資料や科学的な根拠は不見当である。

しかしながら、特別法の施行が規範的な啓発効果をもたらし、問題となるような状況が沈静化しているとみる余地もある。

4 特別法に対する評価

保証契約の書面化については、保証人保護に関する特別法制定前には民法において保証契約の方式に対する要求が無かった。

この点、金融取引の慣例上、もともと行われていた（書面化されていた）ことについて条文化する意味は薄いと懐疑が提起されることもあるが、保証契約の書面化を法律で強制することで保証契約の内容を明確にし、これを通じて保証契約にめぐる発生可能な様々な紛争を減少させる可能性が高いという点から特別法の意義が見出せる。

さらに、判例上認められた保証人に対する通知義務の懈怠による保証人の免責を法律で明文化したことは相当の進歩だといえる。

ただし、根保証については特別法第6条で制裁規定があるが、その他の規定については制裁規定を設けておらず、その実効性の側面から問題が提起されている。

2010年改正を通じて債権者の保証人に対する通知義務を違反した場合、保証人がそれによる損害を被った限度内で債務を免ずるという一部は解決した。しかし根保証でない保証についての最高額を書面で特定しない場合、保証契約の効力を無効にしたり、保証人の責任を減輕または免除するなどの規定の実効性を担保できる制度的な補完策を準備するのが至急の課題だと思われる。

5 金融以外の保証について

賃貸借と関連して直接的な保証問題が発生する事例はそれほど知られていない。賃貸借に対する保証金の貸出し制度はあるが、建物主が賃借人の債務について保証人をとる場合が殆どない。

施設利用契約についても、保証被害が社会的に広まるほどの問題化にはなっていない。しかしながら、施設利用契約においても、割賦契約等が担保資力の足りない者の与信手段として利用され、担保資力のない者同士で相互保証を提供する方法という問

題が散見される。

学資金，生計資金等に関連しては，2003年発足した信用回復委員会で‘保証支援制度’を実施し，学資金，生計費等の用度として与信専門金融社，貯蓄銀行，貸金業者等から高金利貸出を受けている大学生及び青年層のために低金利切替貸出が受けられるように信用保証等を提供している。即ち，政府から公企業及び公機関を通じて様々な制度（国民幸福基金，ミソ金融，新希望種貸出，ヘッサルロン等）を実施して私的な保証による債務増加を減らすために政府主導で行っている。しかし，このような制度を行うことにおいて国家財政を投入することについての賛否論はある。

調査録2 ソウル地方中央法院(担当：伊澤正之)

訪問日 2013年8月20日午後1時～5時

挨拶 破産首席部長判事 Lee・Jong Seok イ・ジョンソク

部長判事 Lee・Jae Hee イ・ジェヒ

部長判事 Ku・Hoi Geun ク・ヒグン

対応者 判事 Kim・Hee Joong キム・ヒジュン

判事 Cho・Kwang Kuk ジョ・クァンクク

ほか5名(氏名不明)

- 1 韓国の個人破産手続において、破産同時廃止制度を完全に廃止したわけではない。原則的には、管財事件になっているが、同時廃止が可能な事件は今でも同廃が可能である。
- 2 全件管財に移行した背景としては、破産申立書に不備が多く、それに対して裁判所が補正命令を出すのが遅れて、結局破産手続が進まないこともあった。
- 3 裁判所が破産宣告及び破産同時廃止の決定を出したのに対して、債権者からの債権の異議申立が多数あった。申立書の債権者一覧表に債権の遺漏もあった。破産同時廃止決定を出した後で、免責不許可の決定を出したものもあった。
- 4 以前は管財人選任する破産事件は、少なかった。個人破産の中で、管財事件になった場合の予納金が、200万ウォンから500万ウォンであった。個人破産を申し立てる者に対して、200万ウォンから500万ウォンという金額は相当負担であった。そのため、管財費用を安くするということを決めた。30万ウォン。
- 5 破産申立を以前は法務士がすることが多かったが、2011年に弁護士が増えたこともあって、申立代理人に弁護士がつくことが多くなっている。全体的に見るといまだに法務士が多い。
- 6 申立の際に、同時廃止の申立をした時に、裁判所から管財人をつけると指示をした場合に、申立代理人である弁護士からの苦情はなかった。韓国においては、書式にのっとって記載をして申立をするだけであり、それを裁判所で判断するというのであるので、申立代理人の弁護士からの苦情はなかった。

7 裁判所から命じられる補正命令や、債権の遺漏について

個人事業者の場合に偏頗弁済や財産隠匿がある。破産するために意味のない離婚をするとか、不動産の名義を変更したり、不動産を売却してそのお金を子供名義で取得したりすることもある。

8 免責許可率については、2006年には97.9%であったが、2011年には88.7%と9%近く低下している。ソウル中央地方法院では、2010年頃に破産の調査及び補正命令を厳しくするとの方針があり、破産申立を取消をしたり取下げさせりというのが確かにあった。基本的に前から今まで変わったということはない。2013年を見ると免責許可率はもっと高くなっていると思う。ソウル地裁はある程度は免責が多いが、地方は厳しい。プサン等も厳しい。

9 以前は、裁判官が免責について調査をしていた。その結果、免責結滞までに時間がかかった。そこで、管財人を選任して調査をさせ、裁判官は判断者に徹することにした。免責手続きにおいて、免責許可以外は、予納金未納も多く、また、債権調査の過程で債権の遺漏も多く、本人の取下げもかなりある。

10 日本における個人再生手続では住宅資金貸付特則があり、破産から個人再生に誘導するインセンティブとなっている。韓国の個人回生手続では住宅資金貸付特則はないにもかかわらず、それでも個人回生手続を選択する債務者が沢山いる。その理由としては、破産では全財産を失うが、個人回生手続では、最低限度の弁済額が決まっているが、可処分所得が少ないので、弁済が可能となる。そのため、破産ではなく個人回生を選択することが多い。

11 韓国では、破産をすると人生が終わると一般に思われている。破産者にはその烙印が押される。個人回生ではそうではないので、個人回生の申立が可能であることを示唆されると、破産ではなく、個人回生を選択する。

12 破産者の資格制限について、韓国では、公務員、軍人、教師の職に就けない。

13 個人回生の最低返済額は3000万ウォンを5年間で弁済する。ただし可処分所得を計算して、毎月50万ウォンになる。個人回生の最低返済額は債権額の3%で、その可処分所得が10万ウォンの場合があれば200万ウォンの場合もある。可処分所得を5年間払えばなくなる。たとえば2億ウォンの債務がある場合、最低弁済額は600万ウォンだと3%になる。プラス α として100万ウォンくらいプラスされる。

14 韓国では個人回生の場合は回生委員が選任され、ついてそこにお金を集めて配当す

る。日弁連では十数年前にアメリカの13章手続の調査を行ったが達成率は50%程度であった。韓国の個人回生の達成率も大体50%~60%である。

15 破産審尋において破産者本人には出席義務があるが、申立人代理人の弁護士には義務がない。出席しない弁護士も多い。

16 ソウル中央地方法院では、破産事件の管財人は80名、個人回生の回生委員は20名である。管財人のレベルを選択するのは難しい。80人は少ないかも知れないが、レベルを合わせるのは難しい。回生委員は、裁判所生活15年~20年くらいのベテラン事務官を任命する。回生委員に任命された事務官の給与は変わらない。

調査録3 法務部・破産(担当：黒木和彰)

訪問日 2013年8月21日午前9時30分～12時

挨拶 部長検事 Chung・Seung Myoun ジョン・スンミョン

対応者 検事 Kang・Sang Mook カン・サンムク

検事 Kim・Hyang Yeon キム・ヒャンヨン

- 1 倒産法制全般の法改正の予定の有無。仮に改正予定があるとするならば、その内容と改正する理由。
- 2 倒産法制全般の改正スケジュール。いつ頃改正する予定なのか。改正の見通し。
- 3 倒産管財人制度を改正する予定があれば、その内容と理由。
- 4 倒産管財人制度の改正スケジュール。いつ頃改正する予定なのか。改正の見通し。
- 5 個人の倒産法制（個人回生手続及び破産手続）の改正の予定の有無。改正の予定があれば、その内容と理由。
- 6 個人の倒産法制（個人回生手続及び破産手続）の改正スケジュール。いつ頃改正する予定なのか。改正の見通し。

以上の質問事項について、全般的に回答を得ることができた。

1 倒産法制全般の改正の予定とその理由

基本的な実務的なものは地裁でやっており、法務部は法制度全般の検討改正を行っている。

韓国の倒産法は統合倒産法は2006年に制定されたが、正式な名義は債務者回生及び破産に関する法律である。これは、和議法や倒産法等の法律を統合したものであり、倒産法制全般に関する法律となった。現在、改正をしようとしているのは、用語の変更などの小規模なものであり、抜本的な改正を考えていない。

2 連邦管財官のような改正を行うことはないか

韓国の裁判所は司法のみならず、行政機能も持っている。そのため、アメリカ合衆国やカナダのように、司法だけをやっている国とは違い、大変大きな力を持っている。

法務部としては、破産管財人をアメリカ合衆国のような連邦管財官制度にしようという発議をしてはいない。

3 連邦管財官制度を研究している理由

裁判所が、管財人の選任から監督という行政的なことまで全部やるということは、権限が集中しすぎるということで問題だという意識は以前からあり、行政機関が選任等を行うという考えは昔からあった。

2009年頃、裁判所と管財人との関係で不透明な点が問題となった事件が起きた。具体的には、管財人が横領した。その管財人が裁判官と親戚であったことから、不透明では無いかという批判があり、管財人を行政機関が選任するという検討を始めている。

ただ、発議をいつやるかということは、長期的な感覚でやっている。発議はいつでもできるが、いつ出すかというのは微妙であり、マスコミや輿論が味方をしてくれるかを考慮しなければならない。検事は検察庁と繋がっているだろうと見られており、どうしても国民の敵という意識があるため輿論の支持が得られにくいということがある。

更に、法務部では、倒産法制度の担当者は自分1名だけである。しかも、自分は、元は暴力団担当の検察官であったのであって、この陣容で、破産部の裁判官を相手に、この問題を議論するというのは、非常に微妙なものもあり、難しい。

4 アメリカのような個人回生前置という改正は考えていない。

統合倒産法をみると、回生が先で破産が次である。韓国一般に、回生はよみがえるという意識がある反面破産はすべて終わりという意識がある。

モラル的にも情義的にも破産には抵抗があり、回生をまずしたいと、責任を果たしたいという意識が全般的にあるので、破産の申立をする前に個人回生を申し立てるべきであるという意識が申立人にも裁判官にもある。そのため、法制度の改正ではなく運用として、回生を利用する割合が全体の50%程度になっている。

5 個人回生の最低弁済について、可処分所得はどのようにして計算するのかという質問に対して、法務部は実務の詳細を把握しているものではないが「収入から最低生計費の1.5倍を引く。それが弁済基準額となる。」という回答であった。この最低生計費は、生活保護の基準をもとに最低生計費を算定しているということであった。

また、個人回生手続について、日本のような給与所得再生のような手続はなく、すべての手続において、債権者の2/3以上の同意が必要であり、担保権者の場合は3/4の同意が必要とのことであった。

6 大きな法改正を検討しているものではないが、管財人選任等をどうするかは課題である。また、近年中に中小企業の回生について、その手続を早くしたいと考えている。

今の政権は、経済発展を政策目的としている。中小企業支援に重きを置いている。中小企業庁が重要な役所となっている。中小企業を支援するためには、回生を速やかにしたいと考えている。

7 全件管財主義についての法務部の関与

管財人選任率や具体的な選任に対して法務部が関与するということはありません。

裁判所に，指導するなどにより運用に対して影響を与えるということは，力関係上はあり得ない。

調査録4 法務部・保証(担当：千綿俊一郎)

訪問日 2013年8月21日午前9時30分～12時

挨拶 部長検事 Chung・Seung Myoun ジョン・スンミョン

対応者 検事 Kang・Sang Mook カン・サンムク

検事 Kim・Hyang Yeon キム・ヒャンヨン

1 保証人保護の特別法の立法趣旨等

知人、親せき、友人が人的関係で断れないなどの被害、金融債務の保証人が破産に至っているという被害があった。

2 立法過程において実施された個別面接調査の内容

法務部において民間業者に委託して実施した。保証人となるべき依頼された人の割合が61%、断れなかった人の割合が98%等の被害状況が明らかになった。

詳細は、別紙「保証制度改善方向関連世論調査結果要約」のとおりである。

3 民法ではなく特別法とした理由

民法は時間がかかる。社会問題化していたので、保証に限定した特別法とした。本来は民法で改正するのがベターではある。

4 金融機関からの反対の有無

金融機関の主債務の被害が7割以上というデータがあり、また、家族の心中や自殺など社会問題化しており、マスコミ世論等の論調からも反対するような状況ではなかった。

5 保証の限度額の定め方及び金融負債以外の保証の保護の在り方

国会では具体的金額にすべきという議論があった。現在、2000万ウォンを限度とする改正発議がなされているが、どうなるか未定。現在の法律では、法律の条文では「最高額」とするにとどめており、具体的な契約の時点で特定することになっている。

金融負債以外の保証も限度額を定めることになっており、保護の対象となっている。

6 主債務者の信用情報の提供義務及び違反した場合の効力

規定としては、保証人の請求から7日以内に開示を要する。違反した場合は、解約ができる。これは、主債務者の事故発生以降も同様である。もっとも、金融機関はこの規定を遵守している状況であり、判例等問題となった事例は不見当である。

7 主債務者の履行が遅滞した場合の通知義務

損害賠償ができるが、その損害の額をどう設定するかは、法文では定めていない。規定が困難であった。

現状、金融機関が遵守しているため問題となった判例は不見当である。

8 特別法の下部規定(施行規則、ガイドライン等)

法務部では指針は作っていないが、金融委員会で指針を作っている。

9 適用除外者(企業の経営を事実上支配する者)に関する規定(第2条第1項ナ)の解釈

抽象的な言葉であるというのは指摘のとおりであるが、韓国の場合、背後の実質的経営者がいる場合があるので、かかる規定がある。他の法令でも、かかる規定がある。

10 立法の成果

結果としては評価している。保証人の保護が拡充されているのであるから、良くなるしかない法律である。

金融機関にとって障害になるという評価は聞いたことがない。主債務者から回収するのが基本であるから、あくまで保証人は補完であるから、金融機関からの反発は無い。主債務者からの回収を軽視して、保証人からの回収に過度に期待するのは金融機関としてあるべき姿ではない。

11 法律以外の保証に関する実務運用

金融委員会の指針では、第1金融機関に対して、第三者の連帯保証を禁止していて、これを第2金融機関にまで拡張しようとしている。

調査録5 申立代理人(担当：吉野建三郎)

訪問日 2013年8月21日午後2時30分～4時30分

対応者 弁護士 Jo・Dong Hyun ジョ・ドンヒョン (総合法律事務所 JUNGYOON)

弁護士 Im・Sung Hwan イム・ソンファン (幸福の法律事務所)

第1 破産と個人回生の関係

1 破産と個人回生のデメリット

(1) 破産のデメリット

破産のデメリットには、「資格制限」と「信用情報への登録」がある。

① 資格制限

ア 私法上の制限

後見人，遺言執行者，財産管理人等になれない。

イ 公法上の制限 これらは「剥奪」ではなく「停止」である。

弁護士，医師，弁理士，公証人，建築士等。

教師（私立・公立問わず幼稚園から大学の教員まで全て）

法律上は復権できるが，教師・公務員が在職したまま破産し，復権するという事例は不見当である。なぜなら，裁判所が，債務者に対して，退職後に破産を申し立てるか，個人回生申し立てするか対応を求めているからである。

ウ 会社法上の制限

合名会社・合資会社の社員は退社，株式会社・有限会社の役員は退職の原因となる。

エ その他，就業規則等で退職の原因としている会社がある。

法律上（労働法上）は，解雇は認められないが，現状かかる就業規則があるため，そのような会社に勤める債務者は個人再生を選択したり，退職して破産手続きを選択しているのが現状である。

② 信用情報への登録

韓国にも日本のような民間業者として信用情報登録センターがある。

また，破産し，免責が認められなかった場合，身元照会登録（登録基準地の家族関係証明書（旧戸籍））がなされる。身元証明書は，就職する際，会社が身元照会を行い免責されていないことがわかる。

(2) 個人回生のデメリット

回生のデメリットは，法律上のものではなく，裁判所の運用によるものである。

裁判官によって弁済額を増やされることもあり，債務者の成人の子どもについて，大学の授業料等を可処分所得から控除してくれないとか，配偶者の財産（結婚前の

財産)の50%を清算価値に組み入れられるなどの問題がある。

(3) 破産・個人回生情報の公開

2007年頃まで官報に掲載されていたが、官報制度は無くなった。

大法院のホームページに掲載されるが、具体的な情報を得るためにはいくつもサイトを探さないといけないため、特定人を探し出すのは困難である。

ただ、闇金業者等が、ホームページから取得したデータをもとにダイレクトメールを債務者に送りつけるなどの問題がある。

2 非免責債権

奨学金償還特別法に基づいて奨学金機構の債権は非免責債権になる。回生手続きにおいても減額されない。利息も低利ではあるが減免されない。

なお、公的金融機関の債権は減免の対象となる。

3 個人回生手続での弁済額

(1) 最低弁済基準 ※1

5000万ウォンまでが5%、5000万ウォンを超えると3%+100万ウォン
韓国では、日本における「100万円以上」というような「最低弁済基準額における下限規定」は無い。

(2) 清算価値補償原則

日本と同様、清算価値補償原則がある。

(3) 可処分所得

韓国の個人回生では、収入から、保健福祉部が毎年11月に基準を出す、基礎生計費の1.5倍を控除した額を弁済しなければならない。

1人世帯の場合：月86万ウォン、2人世帯の場合：月146万ウォン、3人世帯の場合：月189万ウォン、4人世帯の場合：月235万ウォンとなる。

保健福祉部が出す基礎生計費の額が低いため、上記金額で生活するのは苦しい。また、収入が多い場合には、全額弁済となることもあり、手続きに躊躇することもある。逆にあまりに収入が低い人は、個人回生できない。

(4) 具体例

個人回生のメリットとして、例えば負債総額4億ウォン、月収200万ウォン、3人家族の場合、最低生計費189万ウォンを除く11万ウォンを60回支払えば、4億ウォンもの債務を免れることができる。※2

逆に、負債総額1億ウォン、月収500万ウォン、1人暮らしの場合、計算する

と全額支払いとなってしまう。※3

また、あまりにも収入がない場合（最低生計費以下の場合）、個人回生申し立ては出来ない。収入を高くしなければならない。

最低生計費に加えて、認可設定金として、親の毎月の療養費等を設定することができる。弁護士の作業としてはこれらが大変である。

第2 全件管財の影響・背景

1 全件管財の債務者への影響

(1) 従前、同時廃止事件だった債務者にとって、30万ウォンの用意に苦労する者もいる。

裁判所は、「破産者を調査する必要がある」と言うが、そのような低所得者に対して本当に細かく調査する必要はないのではないか。管財人が必要もない調査をしているため、終結まで時間がかかり、免責率の低下にもつながっている。全件管財には無理があると考える。

(2) 破産手続における申立人の負担

裁判所により異なる。ソウル中央地方法院（ソウル地裁）は28種類の書類を提出すればよいが、他の地裁では38種類の書類の提出を求めるところがある。※4

2 全件管財となった背景

(1) 破産事件の減少

かつては2002年のカード濫発事件等があり、申立件数が多く同時廃止で運用せざるを得ない部分があった。かかる運用に対して、債権者側から「破産者が外車に乗っている」などモラルハザードを指摘する声があり、全件管財事件となった。

(2) 裁判所の申立代理人等への不信

裁判所は財産隠匿や偏波弁済の危険性を強調するが、申立代理人としても、そのようなことについては事情聴取をするし、債務者に対する説明も尽くしている。裁判所が主張する管財人選任の必要性については疑問がある。

他方で、財産隠匿や偏波弁済を裁判所が心配するのも当然であり、一部の弁護士には、債務者の住所氏名も把握していない名義貸し的な行為をしている代理人もいる。申立代理人は、書式があるので、実際には事務員に作成させているのが現状である。裁判所に提出する際には弁護士がチェックをするが、全くチェックしない者もいる。かかる背景を前提にすれば、全件管財もやむを得ない面もある。

法務士は、申立代理権はないが、送達場所の指定と、提出代理委任は可能である。法務士が関与した申立てですさんな処理をしているものも散見される。

破産や個人回生は、単に書類を整えるだけではなく、貧困層に落ちないための専

門的、裁量的処理を要する側面もあるが、そのような心構えのない、法務士・弁護士
士の処理も散見される。

3 限られた弁護士が管財人や再生委員をしているということの問題点

もともとソウル地裁の管財人は、100名を超えていたが、80名という枠が設定
されてしまった。

裁判所は、管財人費用を30万ウォンに大幅に減額して、管財人に1人あたり1カ
月に50件管財事件を配点するという策を取った。

その結果、管財人が捌ききれずに滞留する案件もある。評価は非常に難しい。

80名の管財人を選任するのは裁判所であり、恣意的ではないか、裁判所に都合の
良い人、裁判所の言いなりになる人を選んでいるのではないかという疑問もある。

また、裁判所は、外部回生委員を、若手の経験の浅い(2, 3年)弁護士に回すと
いう方針も出しているが、1カ月1000万ウォンから1500万ウォンも与えるこ
とになり、裁判所のいいなりになる弁護士が出てくるのではないかと危惧している。

第3 破産・個人回生手続

1 破産や個人回生における申立てから開始決定までの期間

個人回生開始決定まで2カ月かかることもあり、日本よりもはるかに長い。禁止命
令は裁判所の裁量であるため、禁止命令が出ない場合、債権者が回収を強めることが
あり、「弁護士に依頼した後の方が取り立てがきつい」という債務者もいる。給料を差
押えをされることもある。

そのため、申立代理人が裁判所に対して「開始決定は時間がかかってもよいので、
禁止命令を出してほしい」と求めることがある。

2 個人破産申立費用

(1) 裁判所に収める費用

印紙代 2,000ウォン

予納郵券 債権者数×3,250ウォン+32,500ウォン×2

(開始決定と免責決定)

予納金 300,000ウォン(管財人費用)

(ソウル等4カ所、他の裁判所は50万ウォン位まで増額されることがある)

(2) 申立代理人費用

1,500,000ウォン前後

3 個人回生費用

(1) 裁判所に収める費用

印紙代 30,000ウォン, 禁止命令・中止命令:各2,000ウォン

予納郵券 債権者数×3,250ウォン+32,500ウォン×2

予納金 外部再生委員150,000ウォン前後

(債権総額1億ウォン未満は事務官が選任され,その場合予納金不要)

(2) 申立代理人費用

1,500,000ウォン前後

4 破産申立の書式※5※6

申立書式が存在し,提出書類の目録がある。

5 代理人の出頭

申立人が出頭を要する期日(宣告期日と集会)があるが,代理人には出頭義務はない。

出頭しない代理人弁護士がいる。

※1 2013年10月19日に,大阪商工会議所で開催された「第4回東アジア金融被害者交流集会」における,ソウル弁護士会所属,キム・グァンギ弁護士,同イ・ホンウク弁護士の報告において,最低返済額は,「総返済額が3000万ウォンに達しなかった場合に適用される。」「ただし,これは返済計画に対し債権者または,再生委員が異議を述べる場合に限る。」「実際に最低返済額未達を理由に許可を受けることが出来ない事例は殆どない。」と記載されている(第4回東アジア金融被害者交流集会資料221頁,222頁)。

※2 支払総額660万ウォンで,3億9340万ウォンの負債を免除されることになる。

※3 1人暮らしの場合,最低生計費が86万ウォンであるため,414万ウォンを返済にあてなければならないことから,約2年で1億ウォン全額返済となる。

※4 ソウル中央地方法院(ソウル地裁)からいただいた「破産管財人に対する債務者の提出資料」によれば,提出書類は29項目である。添付書類の内容については後記注6に記載している。

※5 ソウル中央地方法院からいただいた,破産申立書式(破産及び免責申請書)添付資料1-6「収入および支出に関する目録」2項に,「債務者の可処分所得」を記載す

る欄があり、そこには、家族1人から6人までの最低生計費が予め記載されている。この欄を見れば、申立人に可処分所得があるため個人回生に適しているか、それとも可処分所得が無いため破産に適しているか容易に判断できる。裁判所が個人回生前置の運用を行っている現状がうかがえる。

※6「破産管財人に対する債務者の提出資料」によれば、①債務者の家族関係証明書、②債務者の婚姻関係証明書、住民登録抄本については、③債務者に加えて、④両親・⑤配偶者・⑥子供の分（過去住所全部）も提出する必要がある。また、⑦債務者の課税証明書（過去10年分）に加えて、⑧両親・⑨配偶者・⑩子供の課税証明書（過去3年分）の提出が必要である。車両登録原簿についても、⑪債務者（過去5年分）に加えて、⑫両親・⑬配偶者・⑭子供の分も提出しなければならない。土地所有登録現況または未登録現況について、⑮債務者のみならず、⑯両親・配偶者・子供の分も提出しなければならない。日本と異なり、配偶者の財産・両親の財産・子供の財産が破産手続に影響していることがうかがわれる。⑰銀行取引については、原則として債務者名義の通帳のみの提出で足りるようであるが、過去5年分の提出が必要である。⑱過去3年間の債務者の競売処分時の配当表の提出が必要など、申立代理人が回答しているとおり、かなり細かい内容の書類の提出が求められている。

調査録6 破産管財人事務所(担当：拝師徳彦)

訪問日 2013年8月21日午後5時～7時

対応者 弁護士 Lee・Jung Sun イ・ジョンソン(法律事務所 GUNWOO)

1 管財人としての業務時間について

配当がないケースの1件あたりの総業務時間は、弁護士としては約1時間、事務員は約3時間。チェック事項は20分くらいで、事務局が整理する。報告書作成や、事務局との打合せを行う。債務者との面談は核心だけ聞く。総業務時間は多く見ても5時間である。

2 手持ち管財事件数、報酬額について

管財事件の手持ち案件は、今年になってから増えて平均毎月40件くらいである。調査期間は2ヶ月で、実際に動いているのは120件くらい。核心的なのは50件から60件くらいである。

管財人をやっているながら個人事件として医療関係の事件もやっているが、管財事件は機械的な処理がある。管財人としての報酬は月に900～1000万ウォン。すぐ入ってくるわけではないので、管財業務だけではなく事務所維持のために他の事件もやるしかない。

報酬という面からすると他の事件が管財事件を超える場合もある。管財事件だけだとちょっと厳しい。

一般民事に比べると1件27～28万ウォンは安いと思う。ただ、ある程度期間は遅れるものの固定収入になる。こういう計算しなくてはならないので受けざるを得ない。他の個人事件が入っているときに管財事件が増えたとしても徹夜してでもやる。

管財事件は今の制度になる前からやってきた。そのときは1件200万ウォンももらっていた。当時の配点は月に5件。現在と管財人としての収入は同じで、当時もいまも月に1000万ウォン。機械的なものもあるが、月に40～50件もらって処理できるかという厳しい。

3 全件管財への移行の経緯

全件管財に移行する前に会議があり、私も反対したが、国政監査を国会から受けた際、債務者が破産申し立てするのに、管財事件で1000万ウォンものお金を用意するのは難しい、多重債務者が多いので高い予納金を払うことはおかしいとの指摘があった。そういわれて賛成した。

会議は管財人だけではなく学者等集まった。100名以上の管財人グループへの意見聴取。反対はほとんどなかった。

それまでは100件のうち5件管財で残り同廃。全件管財になると裁判所も管財人も

負担が増える。裁判所の事務官の人数は増えなかった。その不安もあり最初は反対した。裁判所は管財人に振りたいということではないか。

4 申立事件の受任

ソウル地裁では5つの裁判所を中央が管轄している。ソウル地裁のガイドラインで、破産や回生の申立はしないようにということになっている。ソウル地裁管轄以外の地方からの申立の依頼は来る。教えることと教わることは違う。管財人はできあがったものを調査するが、申立代理人になって何も無いところで最初から作って出すことは大変な作業だと思った。両方やるのは弁護士として重要なことだと感じている。

5 全件管財への移行の理由（届出の不備の有無）

管財人の立場から見ると、届出債権もれや財産隠匿があるから全件管財にしたという裁判所からの意見の一部はあっている。しかし全面的には賛同できない。とんでもない法務士・弁護士が代理人となっていて誰が作ったのかという申立もあれば、きちんとやっている弁護士・法務士もいる。不備がある書類が裁判所の信頼低下につながる。国民の信頼低下につながる。全件管財はその面では反対ではないが、これは同廃でいいのではという案件も結構ある。あとで見て予納金30万ウォンはむごいな、というものもある。

法務士と弁護士については、管財人としてみて、レベルの差を感じる。名義貸しの法務士・弁護士が作ったケースをみるとめちゃくちゃなものがある。

6 申立後の債権回収

韓国では宣告後のものが否認対象なので、破産申立から決定までに債権者が回収すると否認の対象にならない。

このため債権者は、開始決定が出る前に執行命令を出して取立を行う。法律で定められたことについて執行行為をして否認はどうかということになる。日本のような弁護士による受任通知発送後の取立行為の禁止が導入されると良いと思う。債務者も安心して弁護士に依頼できる。

7 申立書類の準備の負担

破産申立の際に30種類の書類を提出しなければならないということについては確かに多いと思う。実際の案件をやってみると、30種類もらっても補正命令でまた出させることもある。最初にきちんとした書類をいただけるといいが不備が多い。マニュアルを作ってもらうことになっている。重複するものがあるが、新しく出すようになっているので苦情を受けている。もう一度出すのが難しいものもある。引用したりするが、もう一度出し直すことにはなっている。

管財案件の受任の話が来るときは5人の弁護士に対して150件くらいくる。40人

の債務者と講義のような形で面談をやる。マニュアルを作ってやる。重複書類もある。よく見ると4カ所回ればとれる書類だが、それでも難しいのは個別に面談する。

面談日を決めて事務局と一次面談。前回出したものと重複するものに対して問題無いと判断した場合は出させることはしていない。

8 弁護士の立ち会い

面談の際、弁護士はほとんど来ない。破産申立の時に弁護士から報告書が入っているが、名義貸しなのか法務士なのか、レベルの差は感じる。5, 6年前に破産申立専門の弁護士に聞いたところ、破産申立は裁判所にいかなくていいところがメリット、と言われた。弁護士報酬が低くなっているのですこまでは頑張ってくれない。

9 弁護士・法務士・本人申立の割合

申立人に代理人がつく割合は、正確な数字はわからないが、法務士のほうが多い。弁護士は30%くらい。まともな弁護士がついていることを把握できない。法務士が多くなったのは弁護士より受任料安いから。弁護士は出席しなくてもいいなら法務士でも大丈夫ということで法務士増えたのでは。

代理人がついていないケースは5%くらいだが、不備どころか見られないくらい。高齢者の1人が子どもに借金を負わせたくないということで申立て。手書きで書いてきたが全部不備だった。

10 手続きに要する期間

債権者集会は宣告から2ヶ月後。申立から宣告までの期間は分からない。

11 債務者（申立人）の就労状況

いままでの経験上ほとんどの人が無職。退職金処分して偏頗になったりしたことある。正社員はない。アルバイト、日雇いならあるのでは。破産者の職業を見ると40~50代のおばさん、食堂で皿洗い。腱鞘炎になってしまう。一日3万~5万ウォン。男性は土方。仕事ある日もない日も100万ウォン~150万ウォン。

12 免責不許可の割合

自分が免責不許可の意見を出したのは1%未満。債権者から異議申し立てがあった。債務者名義のお金はなかったが、息子名義のお金が結構あった。財産隠蔽のおそれがあるということで債務者本人に調査協力の依頼をしたが、5回依頼をしても協力はなかった。

13 全件管財と免責不許可の関係

全件管財に移行して免責不許可の割合が増えているとすると、裁判所の中に裁判所内

での会議，管財人としての意見交換をやるようになったことに一因があるのでは。それまでは裁判官ごとに個人差があり管財人にも個人差があった。全件管財になってからは意見を交流している。条文化，マニュアル化でもないが，意見交換。

14 最後にひとこと

管財人業務をやってきて，債務者の傾向として，最初からお金が無いというより，事業を失敗したとか裕福な暮らしをこれまでできていながら不況で負債を抱えたといった人が多かった。4000億ウオンの負債の人までやったことがある。どん底におちて，それまでのいい暮らしから，社会から冷たい視線にあうようになる。自信喪失，人生に対する意欲を喪失。

私は債務者と初めて面談するとき，人間としてなんでもいいから教えてくれ，というと，聞いていないことも含めてたくさん話してくれる。管財人，弁護士，法曹としてというより，人間として接すれば何とかなるのでは。話を聞くと100%免責不許可，ということがあっても，なんとかしたいと思うようになる。

調査録 7 国民銀行社内弁護士(担当：千綿俊一郎)

訪問日 2013年8月22日午後0時～1時30分

対応者 弁護士 Kim・Chae Yun キム・チェユン (国民銀行法務課)

1 保証人保護のための特別法に関して

(1) 制定理由と立法趣旨

- ・大体が親戚，同僚，友人等からの頼みに断れなく保証人となり，経済的な損害及び家庭崩壊までの深刻な問題。
- ・IMF以降第1金融圏以外の金融圏や私債市場で保証による庶民家計の破綻続出
- ・経済的な連座防止の目的で2008年3月21日に制定して9月22日から施行
- ・いかなる代償がなく好意で成り立つ保証による保証人の経済的かつ精神的な被害を防止し，合理的な保証契約慣行が確立され，信用社会の定着に貢献する（第1条）
- ・企業が営業目的に係わる他人の債務について保証債務を負担する場合は保護範囲から除外

(2) 民法ではなく特別法として制定

- ・民法改正についての論議が遅延され，保証人保護法律が先に制定されたとの考え
- ・依然として民法に反映されなければならない案であるという意見もある。

(3) 金融機関関連の特則

- ・主債務者が元金，利息等の債務を1ヶ月以上履行しない場合遅滞なくその事実を保証人へ知らせ（第5条第2項），これを違反して保証人に損害が発生するとその限度内で保証債務を免ずる（第5条4項）
- ・保証契約締結時，債務者の同意を受け債務者の債務に関する信用情報を保証人に提示し，記名捺印や書名を受けなければならず（第8条第1項・第2項），債務者の信用情報の提供を求める保証人の要求に応じない場合保証人は保証契約の解除が出来る（第8条第3項）
- ・2008年頃，特別法の制定により庶民の資金繰りが源泉的に遮断する効果が生じ得るという論議があったが，第1金融圏の場合，1997年IMF以降保証人に依存する後進的な貸出慣行に対する反省及び監督機関の勧告で保証人の事例が急減したため特別法制定への影響が大きくなかった。

(4) 特別法の立法モデル

- ・2006年頃，特別法制定のための論議においてシム・サンジョン議員（当時民主労働党）の法案と法務部が推進していた保証制度改善法案は全てスイス制度を

見本にしたと知られている（2006年10月30日付け、ハンギョレ記者）

- ・過剰保証禁止制度や保証人責任の最高額を数字で記載していない保証契約を無効にする内容は導入していない。

2 保証人保護のための特別法の内容及び施行現況

(1) 保証債務限度決定

- ・保証債務限度は債務額の120%を基準に定める。
- ・法令で定める基準ではなく各金融機関の業務慣行としてこれと異なる限度で定める場合は殆どなく、この基準を離れた債務限度を定めたとしても効力に影響なし。

(2) 債務者信用情報提示関連

- ・債務者の同意がなければ債務者の信用情報を保証人へ提供できない。（信用情報の利用及び保護に関する法律及び上記特別法第8条第2項）
- ・債務者信用情報を提示していなかったことを理由にして保証債務が解除された事例はまだ経験していない。（第8条）

(3) 債権者の通知義務違反関連

- ・通知義務を履行しない場合の保証人はそれによって損害を被る限度内で債務を免ずる（第5条第4項）
- ・関連する事例や判例は確認できない。

3 特別法施行に対する評価

- ・第1金融圏は特別法施行以降、事実上個人的な人保証を立てないので上記法律が適用された事例はない。
- ・理論的には第2金融圏や私債業者らに保証債務を負担させる個人に適用されるように考えられるが、保証債務に関連して問題化された具体的な判例は多くない。